

総合研究開発機構（NIRAI）について

平成17年9月30日
内閣府

目 次

1	組織のあり方の見直しについての取組状況	1
2	我が国におけるシンクタンクの現状	2
3	NIRAによる国への主な貢献	3
4	組織形態の改革の方向	4
5	事業の改革の方向	5
6	事業がもたらす効果	7

1 組織のあり方の見直しについての取組状況

- (1) 内閣府所管の認可法人 総合研究開発機構(NIRA)は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)(以下「整理合理化計画」という。)において、『**集中改革期間中(平成17年度末まで)に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す**』とされた。

(注) これを受け、内閣府においては、平成15年7月にNIRA会長の下に設置された「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」(座長：西澤潤一 岩手県立大学長)が取りまとめた報告を参考としつつ、昨年1月から内閣府に大臣官房長が主宰する「NIRAの組織のあり方に関する検討委員会」を開催し、NIRAの組織のあり方の見直しについて検討を行ってきた。

- (2) 現在、「NIRAが新たな時代のニーズによりの確に対応できるよう、国、地方公共団体及び民間の三者から必要な財務基盤を確保した上、非営利法人制度の創設の動向を踏まえつつ、財団法人化に向け組織を変更する」との考え方の下、以下の点について関係各所と調整を行っている。

法制面では、次期通常国会に提出予定の非営利法人制度に係る法律案の規定を踏まえる必要があるため、同法律案の成立後、速やかにNIRAの組織の見直しに係る法律案を国会に提出すべく準備

財務基盤面では、事業の公益性・政策性、非収益性、さらには安定性確保の観点から、国、地方公共団体及び民間から必要な財務基盤を確保すべく調整中

事業面では、総合的な研究開発を自主的に推進するシンクタンクから、我が国の政策構想力を高める『知識の公共インフラ』としての機能を果たすシンクタンクへ重点化

2 我が国におけるシンクタンクの現状

“下請け”としての調査研究構造が継続
財政面での官への依存度が上昇

(1) 研究の形態

(単位: %)

	平成5年度	平成15年度
自主研究	19.2	20.6
受託研究等	80.8	79.4

(2) 受託研究等の機関別にみる調査研究収入の割合

(単位: %)

	平成5年度	平成15年度
国・地方公共団体等	36.9	66.2
民間・その他	63.1	33.8

(出所) 「シンクタンク年報」(NIRA)

シンクタンクは平成13年をピークに減少している。
地方シンクタンクは平成13年以降減少しており、財政規模も極めて脆弱

(3) シンクタンク数の推移

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
合計	332	337	330	321	307
営利	153	153	148	141	135
非営利	179	184	182	180	172

(備考) 「営利」とは株式会社等。「非営利」とは財団法人、社団法人等。なお、平成14年以降は、非営利に地方公共団体内政策研究機関を含めている。

なお、シンクタンクの減少の例は以下のとおり。

住友生命総合研究所の解散(平成17年3月)

セゾン総合研究所及びフジタ未来経営研究所の解散(平成16年3月)

(財)国民経済研究協会の解散(平成16年3月)

社会工学研究所の解散(平成15年5月)

(4) 地方シンクタンク数の推移と財政規模

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
合計	109	112	109	102	102
	地方シンクタンク		全体		
1機関あたりの収入	2.3億円		11.1億円		

(備考) 地方シンクタンクとは、首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉)、愛知及び大阪を除く地域に所在するシンクタンクとした。平成14年以降は地方公共団体内政策研究機関を含めている。1機関あたりの収入は、平成15年度の値であり、地方公共団体内政策研究機関は含めていない。

(出所) 「シンクタンク年報」(NIRA)

3 NIRAによる国への主な貢献

国からの認可を受けた公的なシンクタンクとしての研究

日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究

平成11年11月、ASEAN+3の会合で開かれた日中韓首脳会合（小淵総理、朱鎔基首相、金大中大統領）において、3国間の経済発展のために専門的な知識をもつ3国の研究機関が共同で研究することが必要であるとの合意を受け、日中韓3国のFTAについて、NIRA、國務院発展研究中心（中国）、對外經濟政策研究院（韓国）が共同研究を実施。

平成16年11月にラオスで開催された3首脳会合に、日中韓3国のFTAについて、『日中韓自由貿易圏の部門別経済効果』を報告し、3首脳より高い評価を受けた。

国が直接行うことが困難な国・地域との研究

北太平洋学術交流会議（北朝鮮との研究交流）

平成13年10月に第13回北太平洋学術交流会議をNIRAが主催し、日、米、加、中、韓、北朝鮮、モンゴルのシンクタンクの研究者によるセミナーと公開シンポジウムが行われた。

6年ぶりに北朝鮮の朝鮮社会科学者協会の研究者3名が出席し、「朝鮮半島情勢」と「北東アジアの開発」を巡り活発な討論が実施された。

国の受け皿としての研究

薬害等再発防止システムに関する研究

薬害エイズ被害の拡大を契機に、薬害の恒久的防止策について中立的な立場から検討する必要があるとの菅厚相（当時）の要請を受け、恒久的防止策を提言することを目的として、産官学医の閉鎖的な関係を解消し、『患者中心の医療』を確立すべきである、国民の生命と健康を第一の目的とする協力関係を確立すべき、医薬品のリスク管理システムを早急に確立すべきことなどを提言した。

報告書は小泉厚相（当時）に提出され、『患者中心の医療』について、全国的に取組が進められるきっかけとなった。また、エイズを始めとする薬害問題に本格的に取り組んだ研究としては最初のものであった。なお、本研究の提言を受けて、厚生労働省は医薬品の安全性に関する情報をインターネットを介して医師、歯科医師、薬剤師に提供する「医薬品情報提供システム事業」を開始した。

多領域にわたる、あるいは境界上にある政策課題の研究

人口減少と総合国力に関する研究

「人口減少で日本の国力が著しく低下するのではないか」という懸念が広がっているなか、日本の「総合国力」を維持・強化するための戦略を示すため、平成15年12月に研究を開始、平成16年3月に『人口減少は総合国力を低下させることに加え、総合国力の低下がさらなる少子化をもたらすことを指摘。こうした悪循環を断ち切るためには、危機的な人口減少に歯止めをかける「少子化抑制戦略」と、人口減少に適応した社会を作る「人口減少適応戦略」の2つの基本戦略が必要』との中間報告を公表し、最終報告を平成16年6月に取りまとめた。

政府は、この成果も参考に、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定。また、「日本21世紀ビジョン」の検討にあたって参考とされた。

4 組織形態の改革の方向

特殊法人等改革の着実な実施

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)

集中改革期間中に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、**財団法人化の方向で組織のあり方を見直す。**

は、組織形態について講ずべき措置。

我が国の政策形成における課題

我が国においては、本格的な人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展など、急速な環境変化に直面しており、政策形成をより迅速かつ適切に行うことが求められている。

「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」報告においては、政策形成にあたっては、政策の科学的・客観的な分析・評価に基づく多様な政策案が多様な主体により提示され、国民の選択可能性を拡大していく方向での変革が必要としている。その場合には、中立的な立場から政策研究を行うシンクタンクの果たす役割が極めて重要となり、これを着実にを行うためには、とりわけ安定した財務基盤の確保が不可欠としている。

なお、政策形成におけるシンクタンクの果たす役割としては、政策を分析・評価し、政策案を提示、政策議論の質を高める、重要な政策課題を示し関連情報をわかりやすい形で提供、人材交流を通じ政策の担当者研究者を育成・供給、地域レベルの政策の策定・実施のための調整、内外の研究者の議論の場の提供などが期待されている。

国、地方公共団体及び民間の三者から必要な財務基盤を確保した上、非営利法人制度の創設の動向を踏まえつつ、財団法人化に向け組織を変更する。

5 事業の改革の方向

(1) 今後期待される重点機能

「政策競争時代」において、我が国の政策構想力を高める **「知識の公共インフラ」**としての機能を果たす

(2) 政策形成をめぐる時代のニーズ

「官を補完する公的立場からの研究の推進」

国が直接行うことが困難な国・地域との研究交流及び公的なシンクタンクとしての国際交流
(例: 東アジア太平洋フォーラム(台湾等との研究交流)、日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究)

「政府の外からの政策評価・政策監視」

政策情報の分析・評価及び発信を基礎とした政策の検証
(例: 薬害等再発防止システムに関する研究)

「業際課題のコーディネート」

多領域にわたる、あるいは境界上にある政策課題の研究をコーディネート
(例: 人口減少と総合国力に関する研究)

「政策形成の多元化と質的拡大の積極的推進」

政府の“外”に置く多彩な政策議論の場
(例: 内外の政策関係者等が参加する政策フォーラムの実施)

「知識インフラを国から地方へ」

地方シンクタンクとの共同研究を通じた地方レベルの政策形成力の向上

「ヒューマンネットワークの拡大」(官と民のつなぎ役)

政策現場の人材への側面支援、官学民の交流の場

(3) 具体的な事業

政策ウォッチ

【政策情報の分析及び評価】

政策形成への理解を高める恒常的な政策情報の分析及び評価

政策キャッチ

【政策選択肢の先取り】

内外の政策関係者等(国、地方公共団体、大学、シンクタンク、マスメディア及びNPO等)による政策論議の『場』を設け、政策選択肢の先取り

政策サプライ

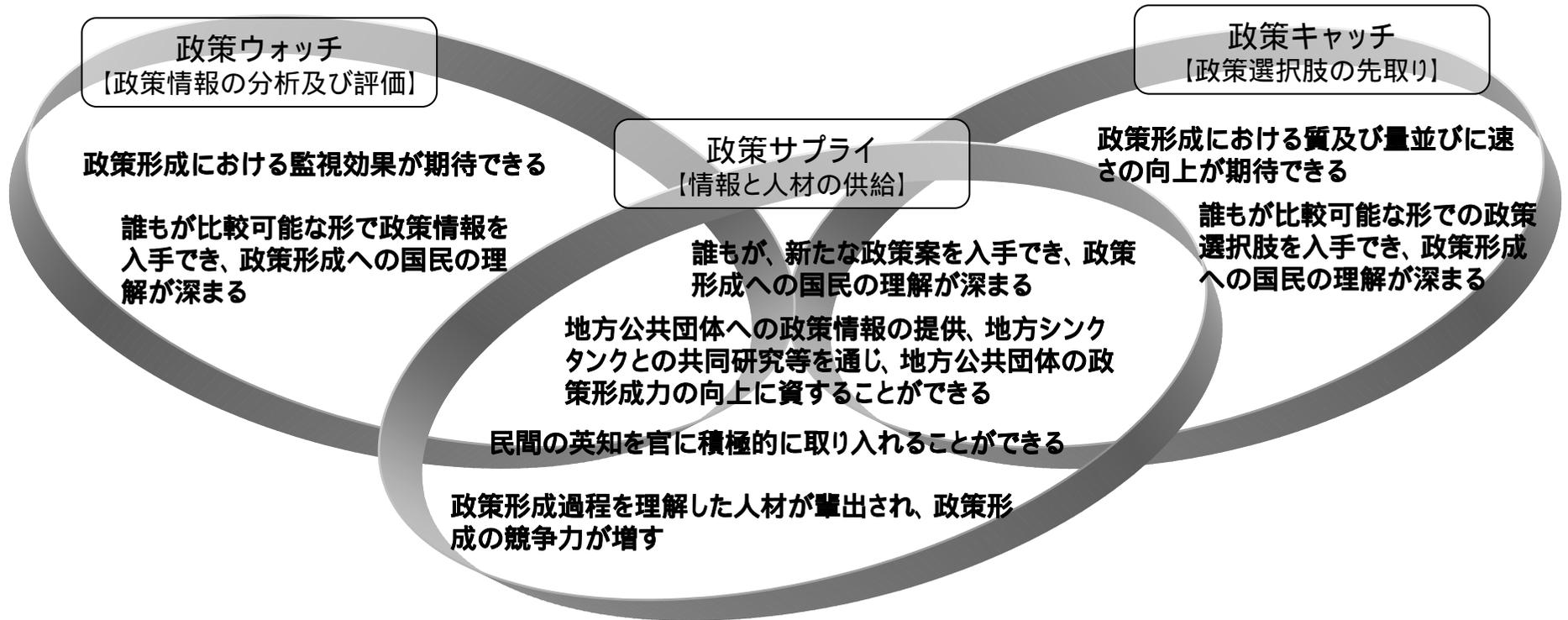
【情報と人材の供給】

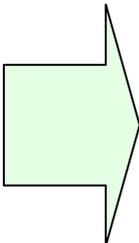
- (1) 多領域にわたる、あるいは境界上にある政策課題の研究をコーディネートし、業際的、横断的な観点から政策案を提示
- (2) 都市行政評価を通じた都市間比較情報等の提供
- (3) 地方シンクタンクとの共同研究を通じた地方レベルの政策形成力の向上
- (4) 政策形成に関与する人材への側面(NIRAの客員研究員としての)支援
- (5) 国、地方公共団体、大学、企業、NPO等が日常的に情報交換等を行うネットワークの構築

(4) 事業を適切に実施するための措置

政策研究に関し専門的な識見を有する委員からなる第三者機関を設置し、事業の実績に関する評価、勧告及び結果の公表を行う

6 事業がもたらす効果



- 
- ✓ 『知識の公共インフラ』の整備は、以下の点から、公益性、政策性が極めて高い。その一方で、収益性に乏しいため、公的な財政支援が極めて重要
政策研究の質や政策実現性を高め、行政の政策形成力の向上に資する
官学民の交流の場を提供する
 - ✓ 『知識の公共インフラ』の整備には持続性が要求されるため、安定した財務基盤の確保が不可欠
 - ✓ 国から地方への改革のなかで、地方シンクタンクを中心とする地方レベルでの政策形成力の向上は、地方のみならず国にとっても重要課題

総合研究開発機構（N I R A）について

目 次

1	組織の概要	1
2	「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」について	9
3	平成17事業年度事業計画の概要	13

組織の概要

- (1) 名 称 総合研究開発機構
National Institute for Research Advancement (略称 N I R A)
- (2) 設立年月日 昭和49年3月25日
- (3) 法 人 総合研究開発機構法(昭和48年法律第51号)に基づく認可法人
- (4) 目 的 総合研究開発機構は、平和の理念に基づき、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、民主的な運営の下に、自主的な立場から、総合的な研究開発（経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行われる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。）の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開し、もって国民の福祉の増進に資する。（総合研究開発機構法第1条）
- (5) 事業内容
- ① 総合的な研究開発の実施及び助成
 - ② 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
 - ③ 総合的な研究開発の成果の公開

- ④ 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成
- ⑤ 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供
- ⑥ 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流

(6) 最近の主な研究実績

① 人口減少と総合力に関する研究（平成15年～平成16年）

「人口減少で日本の国力が著しく低下するのではないか」という懸念が広がっているなか、日本の「総合力」を維持・強化するための戦略を示すため、平成15年12月に研究を開始、平成16年3月に『人口減少は総合力を低下させることに加え、総合力の低下がさらなる少子化をもたらすことを指摘。こうした悪循環を断ち切るためには、危機的な人口減少に歯止めをかける「少子化抑制戦略」と、人口減少に適応した社会を作る「人口減少適応戦略」の2つの基本戦略が必要』との中間報告を公表し、最終報告を平成16年6月に取りまとめた。

⇒ 政府は、この成果も参考に、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定。また、「日本21世紀ビジョン」の検討にあたって参考とされた。

② 都市自治体総合行政評価システムの構築に関する研究（平成15年～平成16年）

近年、地方自治体においては、行政運営の効率化、説明責任の遂行などを目的として、事務事業レベルの業績評価システムの導入・検討が盛んに行われている。NIRAは、都市の事務事業について、その成果やコストを相互に比較し、最も効率的な行

政経営を行うための業績評価指標の作成に取組み、NIRA型ベンチマーク・モデル（都市自治体の事務事業について、NIRAが選定した業績評価指標を相互に比較し、最も効果的な先進事例を発見する手法）を提示。

⇒ 都市自治体間の比較を通じて、当該都市の強み、弱みが客観的に把握できる評価結果を用いて、建設的な議論が可能になるなど、地方公共団体、市民より高い評価。

③ 生命倫理法研究（平成13年～平成14年）

「ヒト・クローン禁止」、「生殖補助医療の規制」及び「それにより誕生した子供の親子関係の法的決定」については、法体系の整備の必要があるため、クローン規制、代理母などの親子関係に関する問題等の個別の問題について検討を行い、生命倫理に関する問題を包括的に取り扱う「生命倫理法案」の提案を行った。

⇒ 本法案は平成14年10月に私法学会にて報告、概ね理解が得られ、法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会にも影響を与えた。平成17年4月には、上記法案に更なる検討を加え、「生命倫理法案－生殖医療・親子関係・クローンをめぐって」を出版した。

④ 21世紀における新しいシステミック・リスクの分析（平成13年～平成14年）

科学技術の進歩並びにグローバル化の進展に伴い、新たなリスクが発生し、従前とは比較にならない速さで地球的に伝播するなか、経済協力開発機構（OECD）が各国の政府・民間組織からの資金の拠出を得て、感染症、食品の安全性、地球温暖化と異常気象、非常時における情報システムの脆弱性、テロ等による安全保障上

の脅威といった様々な分野でのリスクの低減、リスク伝播防止及び危機管理への包括的なアプローチの提言を行った。日本からはNIRAがOECDからの参加要請を受け、本プロジェクトに参加した。

⇒ 平成15年のOECD閣僚理事会に提出され、OECDが実施する国別審査に反映。

⑤ 日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究（平成13年～）

平成11年11月、ASEAN+3の会合で開かれた日中韓首脳会合（小淵総理、朱鎔基首相、金大中大統領）において、3国間の経済協力、経済発展のためには専門的な知識をもつ3国の研究機関が発展基盤の形成について共同で研究することが必要であるとの認識の下、3国間の共同研究（中国：国務院発展研究中心、韓国：対外経済政策研究院）の実施に合意。その研究結果を毎年3首脳会談の場で報告することになった。

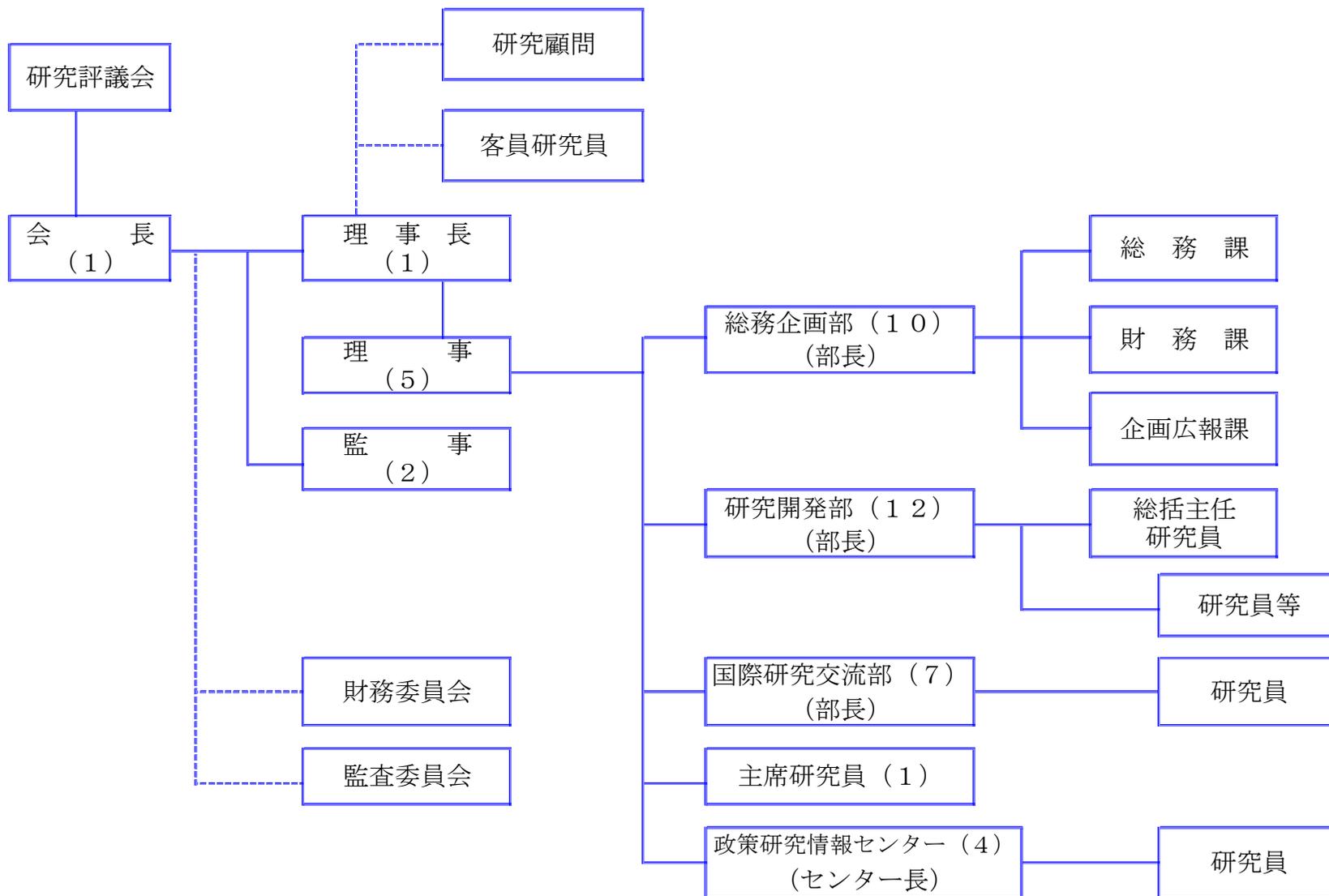
⇒ 平成16年11月にラオスで開催された3首脳会合に、日中韓3国のFTAについて、『日中韓自由貿易圏の部門別経済効果』を報告し、3首脳より高い評価。

⑥ 日露フォーラム（平成13年～）

平成12年9月、日露首脳会談（森総理、プーチン大統領）において、平和条約締結の重要性を各々の間の世論に説明するための努力を活発化させていくための措置としてフォーラムを開催するとの決定を受け、アジア太平洋地域における日露関係について、日露双方の専門家等の意見交換を行う場として、NIRAとロシア戦略策定センターが共同で開催。

⇒ 平成15年1月に両国首脳間で採択された「日露行動計画」において、本フォーラムの重要性が指摘されているほか、平成16年6月の日露外相会談においても、改めてその役割が高く評価された。

(7) 組織・定員



(8) 役員	会長	小林陽太郎	富士ゼロックス(株)取締役会長
	理事長	塩谷隆英	元経済企画事務次官
	理事	江崎芳雄	元内閣官房内閣審議官兼内閣府本府産業再生機構担当室長
	理事	澤井安勇	元消防庁次長
	理事	川勝平太	国際日本文化研究センター教授
	理事	中牧弘允	国立民族博物館民族文化研究部教授
	理事	小池洋次	(株)日本経済新聞ヨーロッパ社社長
	監事	厚東均治	元産業基盤整備基金監事
	監事	吉本宏	元東京金融先物取引所理事長

(9) 研究評議会評議員

議長	塩野谷祐一	一橋大学名誉教授
議長代理	石毛直道	国立民族学博物館名誉教授
	秋山喜久	(社)関西経済連合会会長
	石田寛人	東京大学生産技術研究所特任教授
	奥田碩	(社)日本経済団体連合会会長
	小倉和夫	(独)国際交流基金理事長
	草野忠義	日本労働組合総連合会事務局長
	黒野匡彦	成田国際空港(株)代表取締役社長
	小林秀資	(財)長寿科学振興財団理事長
	坂本春生	(財)2005年日本国際博覧会協会副会長
	白井太	NTTデータフロンティア代表取締役会長

白石真澄	東洋大学経済学部助教授
高橋政行	日本中央競馬会理事長
鶴岡啓一	千葉市長
時子山ひろみ	日本女子大学家政学部教授
中川浩明	全国知事会事務総長
中村桂子	J T生命誌研究館館長
二井関成	山口県知事
前田瑞枝	(財)海外子女教育振興財団理事
山口信夫	日本商工会議所会頭
吉田弘正	自治医科大学理事長

(10) 基金 (平成17年3月31日)

出資金 計	<u>202億円</u>
国	150億円
地方公共団体	51億円
(47都道府県及び13政令指定都市)	
民間	1億円
寄附金 (民間)	<u>58億円</u>
剰余金	<u>56億円</u>
総計	<u>316億円</u>

※ 国、地方公共団体等からの補助金、交付金、委託費等は受けておらず、上記(316億円)を原資として、その運用益により毎年度の事業費を支弁している。なお、債務はない。

(基金には、平成5年度第3次補正予算による固定資産取得(「地方シンクタンク・ネットワーク」の構築に要する経費)のための国からの出資金5.5億円は含まれていない。)

(11) 収益と費用等の推移

(単位：億円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
収益	12.1	12.1	12.1	11.7	10.6
費用	12.3	11.8	11.5	11.0	12.4
うち事業費	7.4	6.9	6.8	6.7	7.9
損益	▲0.2	0.3	0.6	0.8	▲1.8

(備考) 1 平成13、14、15、16年度は決算ベース。

2 平成17年度は認可予算ベース。

「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」について

(平成15年7月)

1 委員名簿 (座長及び座長代理以外は五十音順、敬称略)

座長	西澤 潤一	岩手県立大学長
座長代理	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	秋山 喜久	社団法人関西経済連合会会長 関西電力株式会社代表取締役会長
	飯田 亮	セコム株式会社取締役最高顧問
	川勝 平太	国際日本文化研究センター研究部教授
	草野 忠義	日本労働組合総連合会事務局長
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
	田中 明彦	東京大学東洋文化研究所長
	中村 桂子	J T生命誌研究館館長
	早野 透	朝日新聞編集委員
	増田 寛也	岩手県知事
	薬師寺泰蔵	内閣府総合科学技術会議議員

2 「公共政策の研究を担うシンクタンクとしてのNIRAのあり方」の概要 (「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」報告)

- (1) 総合研究開発機構（NIRA）は、昭和49年に産業界、学界、労働界等の代表の発起により設立され、総合研究開発機構法（NIRA法）により政府に認可された政策志向型のシンクタンクであるが、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）において『集中改革期間中（平成17年度末まで）に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す』とされた。
- (2) わが国では、より成熟した民主主義を目指して、統治構造の変化が求められており、とりわけ政策形成過程を中央集権から地方分権へ、官僚主導から政治主導へと変革することが課題となっている。そのためには政策の科学的・客観的な分析・評価を行い、その結果を政策変更や新たな政策形成に反映させるため、多様な代替的政策案が政党・NPO等によって提示され、国民の選択可能性が拡大していく方向での政策形成過程の変革が必要とされている。
- (3) その場合、中立的な立場から公共政策の分析・評価に基づく代替的政策案の研究を担う国際的視野を持つシンクタンクの果たす役割が極めて重要になっている。
- (4) これまでNIRAは、国、地方公共団体及び民間から拠出された基金によって中立的

な立場から運営されるとともに、その総合性を活かして時々の政策課題に係わる研究を行うなどの実績を有しており、このような激変期において公共政策の研究という機能を担う代表的なシンクタンクとなり得る条件を数多く有している。

- (5) したがって、N I R Aの組織見直しに当たっては、その機能の縮小につながるようなものではなく、むしろその特性を十全に活かす形で組織改革を行い、時代の要請に答え得るような政策研究機関へと変革し、再活性化していくべきである。
- (6) このためには、その設立根拠となっているN I R A法を、組織の自立化と自己責任の原則を明確にする方向で見直し、経営の活性化と事業の効率化を図っていく必要がある。
- (7) 今後のN I R Aの新たな使命については、これまでの実績を活かして、①日本を代表するシンクタンクとして、国際水準の政策研究及び世界に向けた政策提言を行うことを目標に、②特定の省庁・地方公共団体等からは中立的な立場から、公共政策の分析・評価及びこれに基づく代替的政策案の研究を行うことをその役割の中心に置き、さらにこれをもとに③地方分権の進展及びアジア諸国の経済発展に対応して、地方やアジア諸国のシンクタンク等との研究交流及びその支援を行う役割を担うのが適当である。
- (8) しかしながらN I R Aがこうした使命を果たしていくためには、専門性の一層の向上や

財務・人事基盤の整備を怠りなく進めるとともに、情報発信力を抜本的に強化するなど、NIRA自らがその研究体制や運営体制を改革していこうという強い決意と取組みが必要である。

平成17事業年度事業計画の概要

- 基本方針：NIRAの使命を果たすために、研究領域・課題の重点化と研究資源の集中により、専門性の向上、情報発信力の強化、財務・人事基盤の充実を図る。

1. 研究事業

(1) 研究の方針、研究領域と研究課題

<研究の方針>

- 以下の3つの研究領域の範囲内で、今後5年間の研究の基礎となる研究、及び16年度の研究成果を踏まえて直ちに取組むべき研究を中心に順次、実施

<研究領域と研究課題>

- 各研究領域において、それぞれ以下の課題についての研究を「重点課題研究」とし、研究資源を集中的に投入

<研究領域1：我が国及び国民全体の「総合力」の維持・強化>

「経済力」、「市民力」、「発信力」のバランスがとれた「総合力」の高い国、国民という将来像を実現するために、国レベルでのイニシアティブが求められる課題を扱う

① 「人の総合力」の向上のための社会システムの基本設計

我が国の人々の育成・活用について、教育・学習・職業訓練システムのあり方、国民一人ひとりに活躍の場が提供されるための環境整備などの改革の基本的な方向について研究

- ② 21世紀にふさわしい政府システムの基本設計
社会保障制度に焦点を当て、給付・負担の基本的な枠組みについて検討し、国民が納得できる持続可能な制度のあり方を提言
- ③ 我が国が維持・強化すべき「総合力」の内容検討のための材料収集・整理

＜研究領域2：地域の再生・創造と市民社会＞

各地域が主体的に取り組む課題や国と地方の協力による制度的枠組みづくりを扱う

- ① 「地域資源」を活用した地域における主体的な取り組みの事例収集・モデルの提示
地域のソフトパワーを考察し、成功事例を踏まえてその強化のためのモデルを提示
- ② 地域における「協働」を支援・促進する方策の提案
NIRA型ベンチマークモデルの活用を含め、都市自治体における市民参加型行政評価を推進するためのシステムを構築・発展させる
- ③ 国・地方の関係などについての基本的なあり方についての検討
望ましい地域単位のあり方を含め、「分権自治国家」あるべき姿を描く

＜研究領域3：アジアの地域協力＞

アジアにおける地域協力のあり方など、国際的な取り組みを求められる課題を扱う

- ① 経済連携強化のための基本構想の提示
 - ・ 東アジア地域における自由貿易協定などの制度構築
 - ・ 北東アジア地域におけるインフラ整備の提案 等

- ② 北東アジアにおける信頼醸成等に向けた可能性の模索
 - ・ 基礎的な情報の収集・検討を実施
- ③ 将来展望を踏まえた我が国の対外政策の検討
 - ・ BRICs諸国の存在感が増すと予想されることから、中国、インドの将来展望を実施

(2) 事業の進め方

- ① 研究管理
 - ・ 予備調査の実施
 - ・ 中間報告・最終報告の実施
 - ・ 政策の評価・点検を踏まえた具体的な政策提言
- ② 研究評価
 - ・ 客観的な評価制度の確立
- ③ 海外との共同研究・研究交流
 - ・ 「アジアの地域協力に関する研究」においては、海外のシンクタンクや研究者等とネットワークを共同研究、自主研究の内容と関連させた形での研究交流、政策提言の場として活用
- ④ 地域研究交流
 - ・ 「地域の再生・創造と市民社会に関する研究」については、自治体や地域のシンクタンクと連携を図りつつ実施、特に地方シンクタンク協議会との連携を強化し、自治体行政マネジメント改革に向けた情報交換の場を提供

⑤ 研究助成

- ・ 一般研究助成の課題は、実施予定の「重点課題研究」に関連づけて選定
- ・ 特定研究助成（地方シンクタンク協議会加盟機関を対象）は「地域の再生・創造と市民社会」に係る課題について実施

2. 研究公開・情報提供・研修養成事業

（1） 研究公開事業・出版事業

- ① NIRAの研究成果やその時々的重要政策課題について、内外の公共政策関係者が意見交換する「政策フォーラム(仮称)」や、広範な層を対象とするシンポジウム等を開催
- ② ホームページの充実、メールマガジンの発行等、電子媒体による情報提供に重点化
- ③ ポリシーブリーフを発行
- ④ 月刊誌「NIRA政策研究」を通じ、質の高い政策論議、政策提言を提供

（2） 政策研究情報事業

- ① 内外のシンクタンクの機関情報、研究情報等を「シンクタンク年報」「NIRA's World Directory of Think Tanks (NWDTT)」、「Policy Research Watch (PRW)」（海外研究機関の研究情報データベース）等により提供
- ② NWDTTについては2005年版をベースに、ホームページのデータベース・システムによる提供に移行。PRWについては対象機関、対象論文を拡充

- ③ 「NIRA大来記念政策研究情報館」は、シンクタンク年報、PRW事業との連携を強化し、政策研究情報の専門図書館としての特徴を明確化
- ④ インターネット関連機器・設備については、平成18年度秋を目途に民間プロバイダの活用に向けた見直し

(3) 研修養成事業

- ① 公共政策の研究者、実務者等の育成を目的とした研修プログラムに基づく「NIRA公共政策研究セミナー」を実施
- ② 大学等との連携によりテキストを作成

3. 効果的な事業の推進

内部組織の再編、研究員構成の多様化、財務基盤の充実など、組織・運営・財務のあり方を常に見直し、改善すべく努力